

『国語科教育』誌の「書評」についての申し合わせ

(平成15年10月10日、平成20年11月22日一部改正)

1. 著書の条件

- 1) (刊行時期) 上期は前年度の10月1日から3月31日までに、下期は当該年度の4月1日から9月30日までに刊行されたものとする。ただし、この期間以前のものであっても、該当する著書があれば、編集委員会の審議によって、書評の対象とすることができます。
- 2) (対象)
 - ① 原則として、学会員の単著または共著および学会の刊行物であること。
 - ② 次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 公刊された学位論文またはそれに準じる著書であること。
 - イ 問題提起性に富み、学界の進展に寄与する著作であること。
 - ウ その他、とくに高い価値を有する著書であること。

2. 著書・執筆者の決定

- 1) (著書・執筆者の決定)
 - ① 編集委員長は、各理事及び編集委員に、書評として取り上げるべき著書と書評の執筆者の推薦を募る。
 - ② 編集委員長は、各理事及び編集委員から提出された推薦書を集計し、編集委員会において採否を決定する。
 - ③ 自薦は認めない。

3. 掲載の形式

- 1) (ページ数) 取り上げる著書1冊につき『国語科教育』誌3ページ以内とする。
- 2) (執筆者) 取り上げる著書1冊につき1名(1編)とする。
- 3) (留意点) 編集委員長は、事前に著者に書評としてその著書を取り上げる旨を連絡する。
- 4) (反論の保障) 『国語科教育』誌に掲載された書評の内容について著者からの申し出があった場合、編集委員長は、編集委員会の審議を経て、書評への反論等の掲載を許可することができる。その場合の反論は、『国語科教育』誌3ページ以内とする。ただし、反論への反論は掲載しない。